

# 公示

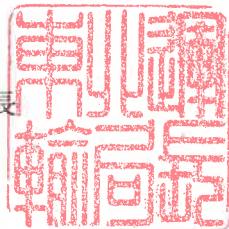
公示第128号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、緑色の点滅する灯火を備える自動車を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和4年4月1日

東北運輸局長

記



## 1. 認定番号及び認定日

東自技第800号 令和4年4月1日

## 2. 対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車であって、使用の本拠の位置が東北運輸局の管轄内であるもの

- (1) 道路法第47条の2第1項の許可（以下「特殊車両通行許可」という。）の申請に対し道路管理者が当該許可の条件として付す許可車両の前後に配置する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下「誘導車」という。）であって、車体の上部の見やすい位置に誘導車として運行する場合にのみ使用する2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備え、かつ、次の①から⑦のいずれかに該当するもの
- ① 特殊車両通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車（以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が使用するもの
  - ② 誘導される自動車の使用者と誘導車を配置することに関し契約を締結した者が使用するもの
  - ③ ②の者と業務委託契約を締結した者が使用するもの
  - ④ 物品の輸送に関し、誘導される自動車を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用するもの
  - ⑤ ④の者と業務委託契約を締結した者が使用するもの
  - ⑥ 誘導されるトレーラ・ハウス（住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用される施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているものをいう。以下同じ。）を運行させようとする者が使用するもの
  - ⑦ ⑥の者と業務委託契約を締結した者が使用するもの
- (2) 幅が3メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が16.5メートルを超える被けん引自動車をけん引するけん引自動車であって、車体の上部の見やすい位置に当該被けん引自動車をけん引する場合にのみ使用する2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備えるもの

## 3. 基準緩和を認定する条項

保安基準第42条（その他の灯火等の制限）

[042]

（点滅する灯火の備付けに関する部分及び光度が300カンデラを超える灯火の備付けに関する部分のうち、該当する部分に限る。）

## 4. 条件及び制限

### (1) 上記2.(1)の自動車

① 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。

[092]

② 緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。

[168]

### (2) 上記2.(2)の自動車

① 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。

[092]

② 緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る

[142]

## 5. その他

(1) この公示に係る自動車検査証の記入の申請の際、申請者は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げるいずれかの書面の写しを添付すること。

### ① 上記2. (1) の自動車

ア 2. (1) ①の自動車の場合、誘導される自動車の特殊車両通行許可証（表紙及び条件書に限る。以下同じ。）

イ 2. (1) ②又は③の自動車の場合、申請者から誘導される自動車の使用者までの間の誘導車の配置に関する契約書及び誘導される自動車に係る特殊車両通行許可証

ウ 2. (1) ④又は⑤の自動車の場合、申請者から荷主までの間の誘導車の配置に関する契約書及び誘導される自動車に係る特殊車両通行許可証

エ 2. (1) ⑥の自動車の場合、当該トレーラ・ハウスの基準緩和認定書

オ 2. (1) ⑦の自動車の場合、申請者と当該トレーラ・ハウスを運行しようとする者との間の誘導車の配置に関する契約書及び当該トレーラ・ハウスの基準緩和認定書

### ② 上記2. (2) の自動車

ア 当該自動車と被けん引自動車の連結時全長が16.5mを超える場合、連結時全長、けん引車前端から連結装置中心までの距離及び連結装置中心から被けん引自動車後端までの距離が記載された連結状態図

イ 当該自動車でけん引される被けん引自動車の幅が3メートル以上の場合、当該被けん引自動車の自動車検査証（トレーラ・ハウスにあっては基準緩和認定書）

ウ 当該自動車でけん引される被けん引自動車がポール・トレーラの場合、当該ポール・トレーラの自動車検査証

(2) (1) の申請があった際は、基準緩和の内容に加え、「一括（公示）緩和」〔097〕を自動車検査証備考欄に記載するものとする。

## 附則

この公示は、令和4年4月1日より適用する。

なお、現に基準緩和の認定を受けている自動車にあっては、この公示にかかるわらず、当該基準緩和の認定が失効するまでは、なお従前の例によることができる。